

警察が「風営法違反」口実に 経営者を突然逮捕!?



20日間勾留し罰金200万円、6カ月の営業停止も

■ 街の Snackbar を守ろう

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(風営法)による取り締まりによって、健全な飲食店の経営者が突然、逮捕・勾留され、50万円～200万円もの罰金を払わされる事例が相次いでいます。

警察庁は風営法の運用基準※を定め、「客におしぼりを手渡す」ことを「接待」として厳しく取り締まる県警もあります。

こんなことが行われたら、安心して営業できません。

Snackbarは「まちの社交場」であり「オアシス」です。楽しく語り合い、情報を交換し、歌い、飲んで、食べて、明日への活力を与えてくれる場です。

大切な役割を果たしている健全なSnackbarをつぶすような、行き過ぎた取締りや運用基準は正すべきです。

民商・全商連は「街のSnackbarを守る署名」に取り組み、時代遅れの風営法の改正や警察庁が定める運用基準改定を求めています。ご協力ください。

◆ 警視庁が定めている「接待」の判断基準

談笑・お酌等	特定少数の客の近くにはべり、継続して、談笑の相手となったり、酒等の飲食物を提供したりする行為
ショー等	特定少数の客に対して、専らその客の用に供している客室又は客室内の区画された場所において、ショー、歌舞音曲等を見せ、又は聴かせる行為
歌唱等	特定少数の客の近くにはべり、その客に対し歌うことを勧奨し、若しくはその客の歌に手拍子を取り、拍手をし、若しくは褒めはやす行為又は客と一緒に歌う行為
ダンス	特定の客の相手となって、その身体に接触しながら、当該客にダンスをさせる行為。また、客の身体に接触しない場合であっても、特定少数の客の近くに位置し、継続して、その客と一緒に踊る行為
遊戯等	特定少数の客と共に、遊戯、ゲーム、競技等を行う行為
その他	客と身体を密着させたり、手を握る等客の身体に接触する行為。また、客の口許まで飲食物を差し出し、客に飲食させる行為

※風営法の運用基準(抜粋)

警察庁は、①談笑やお酌をする②カラオケをすすめる。デュエットや手拍子、拍手をする③客とダンスをする一などを許可が必要な「接待」に当たるとしています。

全国商工団体連合会

〒171-0031 東京都豊島区目白2-36-13

TEL 03-3987-4391

FAX 03-3988-0820

<http://www.zenshoren.or.jp/soudan/>

民商に相談

検索

